

デジタルサイネージ設置時 チェックシート（低層部）
<p><b>①前提条件</b></p> <p><input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に配慮したものである</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 地区の良好なまちなみの形成に資するものである</p> <p style="padding-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものである</p> <p><input type="checkbox"/> 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものである</p> <p><input type="checkbox"/> 設置者による内部取扱規定を設けている</p>
<p><b>②設置位置、形態・意匠の基準</b></p> <p><input type="checkbox"/> 設置位置は、建築物の1階までとし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている</p> <p><input type="checkbox"/> 壁面に突き出して設置していない</p> <p><input type="checkbox"/> 天井に吊り下げて設置していない</p> <p><input type="checkbox"/> 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている</p> <p><input type="checkbox"/> 窓面をふさがないように設置している</p> <p><input type="checkbox"/> 歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合、協議により、低層部とみなしている</p> <p><input type="checkbox"/> 水辺側に向けての設置が不可の場所ではない</p> <p><input type="checkbox"/> 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない</p> <p><input type="checkbox"/> 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている</p>
<p><b>③大きさの基準</b></p> <p><input type="checkbox"/> 一か所の基準の大きさを超えていない</p> <p><input type="checkbox"/> 総量は5㎡以下としている</p> <p style="padding-left: 20px;">（ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、面積加算後の範囲内である）</p> <p><input type="checkbox"/> 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内である</p>
<p><b>④快適な街路景観創出のための基準</b></p> <p>（2㎡以下とする場合（中之島地区を除く））</p> <p><input type="checkbox"/> ヒューマンスケールに配慮した高さや幅（地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じた配置）としている</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒上記でない場合は個別協議要（ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている</p> <p><input type="checkbox"/> 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は10m以上離れている</p> <p style="padding-left: 20px;">（ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない）</p> <p><input type="checkbox"/> 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっている</p> <p>（2㎡超え5㎡以下とする場合（ただし、「御堂筋地区及び堺筋地区の内、長堀通以南」・「中之島地区」））</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒個別協議要（ ）</p>
<p><b>⑤周辺への影響を抑えるための基準</b></p> <p><input type="checkbox"/> まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している</p>

<input type="checkbox"/> 昼間の輝度は 3,000cd/m <sup>2</sup> 以下としている ⇒これによらない場合 _____ cd/m <sup>2</sup> (理由: _____)
<input type="checkbox"/> 夜間の輝度は 800cd/m <sup>2</sup> 以下としている ⇒これによらない場合 _____ cd/m <sup>2</sup> (理由: _____)
<input type="checkbox"/> 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面ではない ⇒中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面の場合は個別協議要 ( )
<input type="checkbox"/> まちなみを阻害しない色彩としている
<input type="checkbox"/> 明るく派手な高彩度色を多用していない
<input type="checkbox"/> 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
<input type="checkbox"/> 静止画の切替り (切替り間隔は 15 秒以上) としている
<input type="checkbox"/> 音声はなしとしている
<p><b>⑥コンテンツの基準</b></p> <input type="checkbox"/> 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている ⇒自家用広告のみ掲出する場合は、上記の割合が 1/10 を超えている ( )
<input type="checkbox"/> 公序良俗に反しないものとしている
<input type="checkbox"/> 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
<input type="checkbox"/> 人物・キャラクターの割合が、画面の 3 分の 1、かつ掲出時間の 3 分の 1 を超えていない (ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く)
<input type="checkbox"/> 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限っている
<p><b>⑦その他</b></p> <input type="checkbox"/> 所轄警察署への事前相談を実施している
<input type="checkbox"/> 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
<input type="checkbox"/> コンテンツの内容について、事前相談を実施している

第1-3号様式（第4条関係）

デジタルサイネージ設置時 チェックシート（中層部）

①前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制について、協議済である
- 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られている。

②設置位置、形態・意匠の基準

- 高さ31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除いたものである
- 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠としている
- 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③大きさの基準

- 大きさは100㎡以下である  
⇒設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、個別協議要（ ）
- 建築面積200㎡以上の建築物であり、1敷地につき1ヶ所としている

④周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は3,000cd/㎡以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/㎡（理由： \_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度は800cd/㎡以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/㎡（理由： \_\_\_\_\_）
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - スライドの切替わり時に急激に変わらないような配慮がされている
  - 表示速度が速すぎず、適切に情報が伝わる速度となっている
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑤コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力向上をさせる映像等を提供し、その割合が1/4を超えている
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑥その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

第 12-2 号様式 (第 11 条関係)

デジタルサイネージ運用時 チェックシート (低層部)

①前提条件

- 周辺景観との調和に配慮したものである
  - 地区の良好なまちなみの形成に資するものである
  - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものである
- 設置者による内部取扱規定に変更はない
  - ⇒変更がある場合 ( )

⑤周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ(輝度)とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は 3,000cd/m<sup>2</sup>以下としている
    - ⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/m<sup>2</sup> (理由: \_\_\_\_\_)
  - 夜間の輝度は 800cd/m<sup>2</sup>以下としている
    - ⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/m<sup>2</sup> (理由: \_\_\_\_\_)
- 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面ではない
  - ⇒中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面の場合は個別協議要 ( )
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 静止画の切替り(切替り間隔は 15 秒以上)としている
- 音声はなしとしている

⑥コンテンツの基準

- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている
  - ⇒自家用広告のみ掲出する場合は、上記の割合が 1/10 を超えている ( )
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- 人物・キャラクターの割合が、画面の 3 分の 1、かつ掲出時間の 3 分の 1 を超えていない(ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く)
- 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限っている

⑦その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

第 12-3 号様式 (第 11 条関係)

デジタルサイネージ運用時 チェックシート (中層部)

①前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- 地域独自の基準や協議体制に変更はない  
⇒変更がある場合 ( )

④周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ (輝度) とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は 3,000cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/m<sup>2</sup> (理由: \_\_\_\_\_)
  - 夜間の輝度は 800cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/m<sup>2</sup> (理由: \_\_\_\_\_)
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - スライドの切替わり時に急激に変わらないような配慮がされている
  - 表示速度が速すぎず、適切に情報が伝わる速度となっている
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑤コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力向上をさせる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑥その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

協議の際に必要な書類は以下の通りです。

# 6

## 協議等手続きについて

## 必要な提出書類について

第1号様式	デジタルサイネージ設置協議申出書	正・副2部作成すること
第1号様式の必要添付書類	付近見取図	縮尺(1/2500以上)、方位、道路、目標となる地物を記載すること 対象となる歩行者の流れやデジタルサイネージの視点場を示すこと
	配置図	縮尺(1/1000以上) 方位、デジタルサイネージの配置位置を示したもの
	立面図	縮尺(1/200以上)、立面図にデジタルサイネージ及び広告物の設置位置を示したもの *既存広告物についても表記すること
	デジタルサイネージ意匠図	デジタルサイネージの表示面積、高さを示すこと
	フォトモンタージュ等	主要な視点場からのフォトモンタージュ又は映像モンタージュ(昼・夜)のデータをDVDで提出すること
	コンテンツ計画等	コンテンツの内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること *制作会社(作成者)を記載すること
	委任状	*手続き等に関して、代理人に委任する場合
	内部取扱規定	低層部に設置する場合
	地域独自の基準及び合意書	中層部に設置する場合 ・地域における協議体制や基準がわかるもの ・地域との協議状況や合意を得ていることがわかるもの
	その他 市長が必要と認めるもの	委員会での審議用資料
第1-2号様式	デジタルサイネージ設置時 チェックシート(低層部)	低層部に設置する場合 *全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること
第1-3号様式	デジタルサイネージ設置時 チェックシート(中層部)	中層部に設置する場合 *全項目をチェックしたうえで、第1号様式に添付して提出すること
第2号様式	デジタルサイネージ設置協議に係る見解通知書	
第3号様式	デジタルサイネージ設置協議に係る見解に対する回答書	
第4号様式	デジタルサイネージ変更協議申出書	正・副2部作成すること

第4号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの * 図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第5号様式	デジタルサイネージ変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第5号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・コンテンツ計画等変更があるもの * 図書の縮尺等詳細は第1号様式の添付書類と同じ
第6号様式	一時広告物事前協議申出書	正・副2部作成すること
第6号様式の必要添付書類	付近見取図	縮尺(1/2500以上)、方位、道路、目標となる地物を記載すること
第6号様式の必要添付書類 第7号様式	配置図	縮尺(1/1000以上)、方位、広告物の配置位置を示したもの
	立面図	縮尺(1/200以上)、立面図に広告物の設置位置を示したもの
	広告物意匠図	広告物の表示面積、広告物の仕上げ材料及び色彩
	一時広告物計画等	* プロジェクションマッピングの場合は内容がわかるものとして、映像データをDVDで提出すること * 制作会社(作成者)を記載すること
	委任状	* 手続き等に関して、代理人に委任する場合
	その他 市長が必要と認めるもの	委員会での審議用資料、映像
	一時広告物変更協議申出書	正・副2部作成すること
第7号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・一時広告物計画等変更があるもの * 図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
第8号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第8号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・一時広告物計画等変更があるもの * 図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
第8号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第8号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合
第8号様式の必要添付書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・一時広告物計画等変更があるもの * 図書の縮尺等詳細は第6号様式の添付書類と同じ
第8号様式	一時広告物変更報告書	(※) 軽微な変更の場合

第 8 号 様式 の 必要 添付 書類	変更前と変更後の図書	配置図・立面図・広告物意匠図・一時広 告物計画等変更があるもの * 図書の縮尺等詳細は第 6 号様式の添 付書類と同じ
第 9 号様式	工事等取止届	
第 10 号様式	工事完了報告書	
第 10 号様式 の必要添付書類	写真方向図	デジタルサイネージの設置箇所がわか るもの
第 10 号様式 の 必要 添付 書類 第 11 号様式	完了写真	カラー写真とし、撮影日時を記載すること * 原則、全面を白色で表示した状態で運 用上の最大輝度を測定し、測定値がわ かるように撮影した写真も併せて提 出すること
	調査結果通知書	
第 12 号様式	実績報告書	* デジタルサイネージの場合は、毎年 8 月 15 日までに提出すること
第 12 号様式 の 必要 添付 書類	コンテンツ計画等	* 変更協議の経過がわかるように記載 すること * コンテンツの変更があった場合は、そ の内容がわかるものとして、映像デー タを DVD で提出すること
第 12 号様式 の 必要 添付 書類 第 12-2 号 様式	一時広告物掲出実施結果等	* 実施期間中の来街者及び周辺住民等 の反応等を記録したもの * プロジェクションマッピングの場合 は、現地での掲出の様子がわかる映像 データを DVD で提出すること
	デジタルサイネージ運用時 チェックシ ート（低層部）	<u>低層部に設置する場合</u> * 全項目をチェックしたうえで、第 12 号様式に添付して提出すること
第 12-3 号 様式	デジタルサイネージ運用時 チェックシ ート（中層部）	<u>中層部に設置する場合</u> * 全項目をチェックしたうえで、第 12 号様式に添付して提出すること
第 13 号様式	実施計画書	* 次年度の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出すること
第 13 号様式	実施計画書	* 次年度の実施計画を記載し、毎年 9 月 30 日までに提出すること
第 13 号様式 の必要添付書類	コンテンツ計画等	* 決定しているコンテンツについては、 映像データを DVD で提出すること
第 14 号様式	デザイン性に係る見解通知書	
第 15 号様式	デザイン性に係る見解に対する回答書	
第 16 号様式	デジタルサイネージ廃止等届	

部数の指定がないものについては、原則 1 部とする。

(※) 軽微な変更の場合とは、コンテンツの変更等に伴い観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合に変更がない場合若しくは当該割合が増える場合、大きさや輝度、音量等の数値に変更がない場合若しくは当該数値が低くなる場合又は事業者に変更があった場合（その代表者に変更があった場合を含む。）をいう。

設置基準の「前提条件」にある「内部取扱規定」や「地域独自の基準」については、以下の表を参考に作成してください。

内部取扱規定・地域独自の基準の策定について

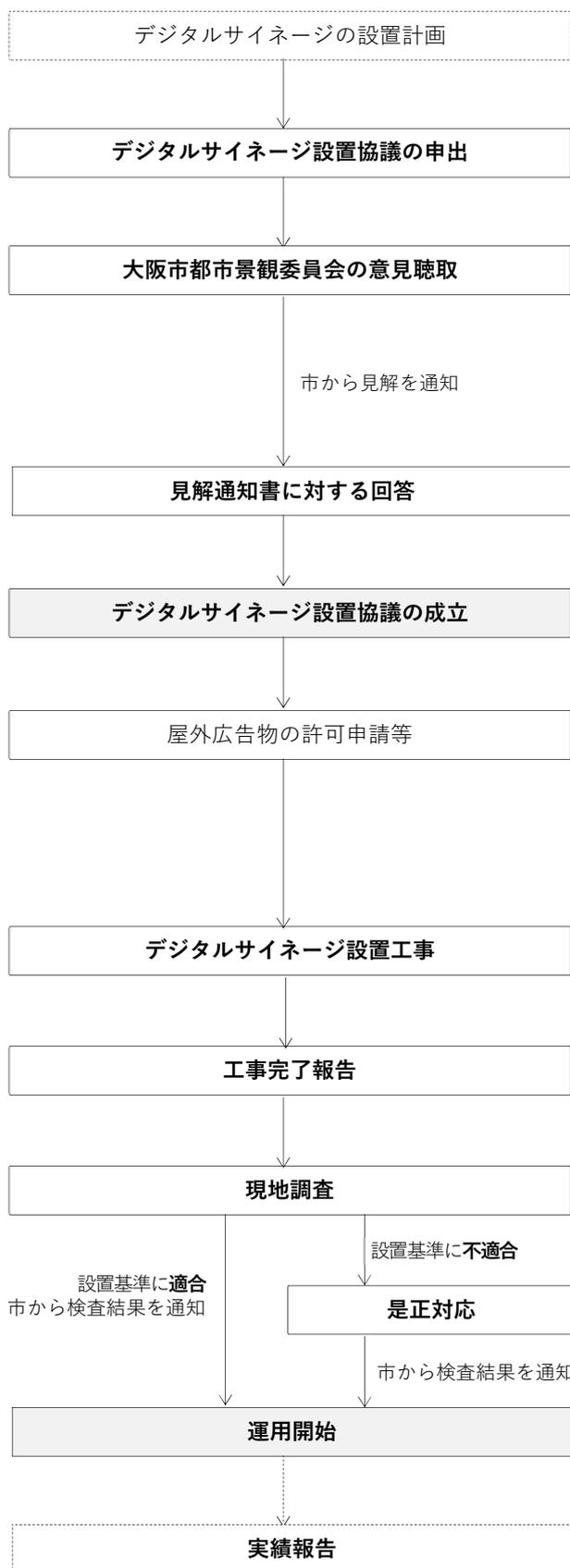
項目	内部取扱規定	地域独自の基準
	(低層部に設置する場合のみ)	(中層部に設置する場合のみ)
コンセプト	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の範囲</li> <li>・エリアの目指すイメージ（にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである）</li> </ul>
設置位置・数	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場の範囲（メインとなる視点場）に応じた設置位置</li> </ul>
大きさ・形態意匠	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視点場からの見え方を考慮した画面の大きさ</li> <li>・建物とバランスの取れた大きさ</li> </ul>
周辺景観との調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする</li> <li>・【御堂筋地区（例）】周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする（※1）</li> <li>・【中之島地区（例）】周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする（※1）</li> </ul>	—
明るさの基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間と夜間の適切な輝度 （日中）○カンデラ/m<sup>2</sup>以下、（夜間）○カンデラ/m<sup>2</sup>以下</li> <li>・周辺建物に光害を及ぼさない</li> </ul>	
色彩の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色相差、彩度差が大きすぎない</li> <li>・高彩度の色彩の面積が大きすぎない</li> </ul>	
映像効果基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静止画の切替わり（○秒程度）</li> <li>・サブリミナル効果等の、見る人等に通常感知しえない方法により、メッセージ等を伝達するものではない</li> </ul>	
コンテンツの基準	公序良俗に反しないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力や反社会的なものではない</li> <li>・風俗的、性的なものではない</li> <li>・法規に抵触する恐れのあるものではない</li> <li>・いじめや人権侵害を想起させるものではない</li> </ul>
	不快感を与えないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共の場にふさわしくないものではない</li> <li>・商品やサービスの内容、価格をアピールするものではない</li> <li>・歩道や視点場からの見やすさ・読みやすさに配慮した、文字サイズや文字数</li> </ul>
	パブリックなコンテンツの表示内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニュース、天気予報</li> <li>・防災情報</li> <li>・行政情報</li> <li>・まちづくりと連携した内容</li> </ul>
	その他	（※2）

（※1）地区ごとに周辺景観との調和について配慮している事項を記載

（※2）内部取扱規定の公表方法、クレームへの対応方法について記載

（※3）地域独自の基準の公表方法、クレームへの対応方法について記載

手続きフロー（運用前）



第 1 号様式、第 1 号様式の必要添付書類

委員会の意見聴取対象外となる場合

- 以下のすべてに該当するもの
- ・低層部（2㎡以下）
  - ・中之島地区以外
  - ・中之島に面していない

第 15 号様式



その他必要な協議

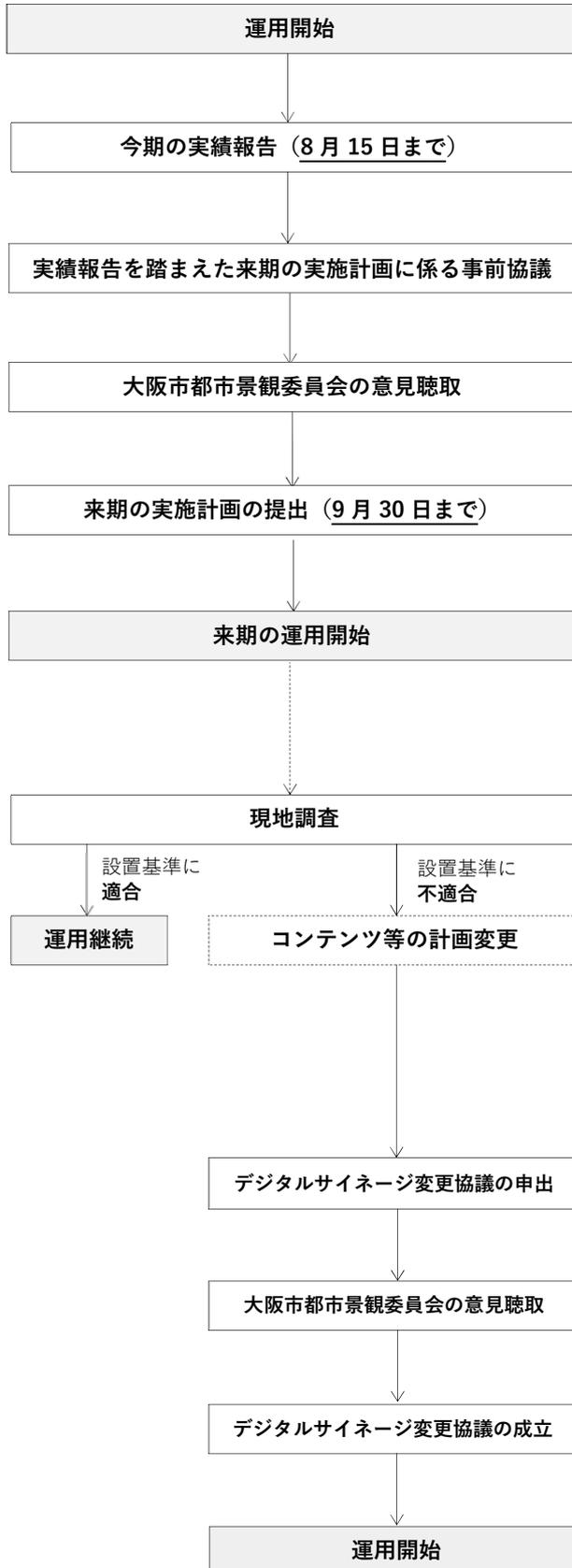
- （屋外広告物の許可申請対象外の場合）
- ・大阪市景観条例に基づく事前協議及び届出
- （総合設計制度を利用する場合）
- ・広告物設置承認申請

第 10 号様式



詳細な手続きの流れは vii - 37 参照

手続きフロー（運用開始後）



第 12 号様式、第 12 号様式の必要添付書類  
対象期間：（前年）9 月 1 日～（今年）8 月 31 日

低層部への設置の場合は必要な場合のみ

第 13 号様式、第 13 号様式の必要添付書類  
対象期間：（今年）9 月 1 日～（来年）8 月 31 日

必要な場合のみ



実施計画書から大幅に変更する場合のみ

必要な場合のみ

